

「気象庁ガイドライン適合状況についての緊急地震速報利用者協議会共通様式」
その1 端末機能及び配信能力一覧表

会員名称(事業者名)

明星電気株式会社

機種名

QCASTシリーズ

受信ユニット

型番

S740-P

予報許可事業者・許可番号	該当端末で予報を提供している事業者名と気象庁許可番号です。	事業者名: 明星電気株式会社 許可番号: 気推第63号 (変更認可第107-4号)
使用する予報の種類	該当端末が使用している予報は、右欄でチェックが入っているものです。	<input checked="" type="checkbox"/> 地震動(震源由来震度):従来手法 <input checked="" type="checkbox"/> 地震動(波面伝播非減衰震度):PLUM法
予報を行うために使用している資料	該当端末で予報を提供する元となった情報は、右欄でチェックが入っているものです。	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急地震速報(予報)電文 <input checked="" type="checkbox"/> 緊急地震速報(警報)電文 <input checked="" type="checkbox"/> リアルタイム震度電文 <input type="checkbox"/> 事業者独自に観測したデータ <input type="checkbox"/> その他()

端末機能及び配信能力について、機種ごとに記載します。

「公開・説明すべき事項の解説」は、公開する場合には省略することができます。

4 措置・機能・能力についての詳細	ガイダライン	4-2 適切な利用のための端末機能及び配信能力の詳細	どのような手段で実現しているかの説明
番号	項目	公開・説明すべき事項	公開・説明すべき事項の解説

基本的機能	端末に備わる機能	1	サーバーとの接続障害の検知	端末とサーバーは常に接続されていないと緊急地震速報(業)を利用することができないので、接続の異常があった場合に、端末で検知する手段と、それをどのように知らせるか。	端末から定期的にサーバーとの接続を確認するもの、サーバーから一定の間隔で送られてくる予定になっている信号が送られてこないことで検知するもの等がある。	サーバーとの接続障害は、定期的に行われるヘルスチェック機能で検知する。サーバーとの接続障害が一定時間を越えると端末がエラー表示する。
		2	サーバーから緊急地震速報(予報/業)等を受信してから最初の報知または制御を開始するのにかかる平均的な時間	端末が、緊急地震速報(予報/業)等を受信してから最初の報知または制御を開始するのにかかる平均的な時間。	緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間は短いので、気象庁が緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表してから端末が報知または制御を開始するまでに要する時間は、トータルで1秒以内に行われることが目安となる。この項目は、その内訳の値である。 なお、気象庁では、緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間が短いので、緊急地震速報(予報)は秒の単位での取り扱ひが必要と考え、緊急地震速報(予報)における主要動の到達予想時刻を1秒単位で発表している。	端末が電文受信してから報知または制御するまでに要する時間は100msec以内。 トータルでは1秒以内にシステムを設計します。
		3	不正な緊急地震速報(予報/業)等の端末での破棄条件	どのような緊急地震速報(予報/業)等を受信したときに、端末が、不正とみなして破棄する(動作させない)のか。	気象庁が正しい緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表しても、サーバーや回線等に何らかの障害が発生し、端末に不正な緊急地震速報(予報/業)等が送られる可能性がある。その際、誤った動作を起こさないよう、端末で破棄する機能があるとよい。 なお、条件としては、過去の緊急地震速報(予報/業)等を受信したり、動作の判断に必要な重要な要素が欠損したような緊急地震速報(予報/業)等を受信した場合等が考えられる。	電文フォーマットで定められた数値以外の数値が入った電文は破棄します。 ・サーバーの電文蓄積機能による遅延配信を考慮し、電文発表時刻から設定時間以上経過して受信した電文は破棄します。
		4	同一の緊急地震速報(予報/業)等を複数受信した場合の動作	サーバーから同一内容の緊急地震速報(予報/業)等を複数回受信した場合に端末がどのような動作をするのか。	気象庁から緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表するシステムや気象業務支援センターのサーバーは、故障時等に備えて冗長化されているため、配信・許可事業者は、通常、同一内容の緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を複数回受信する。配信・許可事業者においても、配信を確実にするため、同一内容の緊急地震速報(予報/業)等を複数回配信する場合があります。 なお、同一内容のものを受信するたびに複数回動作することは意味がなく、かえって混乱を生じる可能性もあることから、後から受信したものについては、破棄することが適切な動作である。それぞれの緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文にはどの地震についてのものを示す識別記号(地震ID)及びそれが何番目のものであるかを示す識別記号を設けてあるので、後から送られてきたものが同一内容かどうかの判別は可能である。	後から来た重複電文を破棄します。
		5	動作履歴の保存	障害時の原因究明等に用いるための動作履歴の保存状況[保存数、保存の内容等]やその閲覧方法。		動作ログは、端末で最大10000件(設定変更可・サイクリック)保存でき、操作により閲覧することができます。 (a) 受信した緊急地震速報電文データ 10,000件 (b) 通信ログ(上位及び下位との通信) 20,000件 (c) 計算した推定結果ログ 10,000件 (d) エラーログ 10,000件 (e) システムログ(接点出力履歴など) 10,000件 (f) メール送信ログ 約14MB=約10,000件相当
		6	耐震固定等地震の揺れへの対策	強い地震動を受けても端末が継続して動作するよう、耐震固定等の揺れへの対策。		専用固定金具で壁面に耐震固定します。
		7	自己診断機能	サーバーと接続できない、自動時刻合わせができない等、緊急地震速報(業)を適切に利用できない状況になった場合に、端末利用者にとどのように知らせるか。		サーバーと接続できない、自動時刻合わせができない等エラーを検知した際に表示します。メール設定されていればメールで知らせます。

共通書式 その1 端末機器及び配信能力一覧表

4 措置・機能・能力についての詳細				どのような手段で実現しているかの説明
4-2 適切な利用のための端末機能及び配信能力の詳細				
番号	項目	公開・説明すべき事項	公開・説明すべき事項の解説	
8	告知機能や外部出力機能		報知とは、オペレーターが機械等を制御したり、人が危険回避するために、緊急地震速報(業)を音声や画面により知らせることである。外部出力とは機械や放送設備等を自動制御するために必要となる接点等外部出力を動作させることである。	・音声による報知あり ・画面表示による報知あり ・外部出力機能として、メール及び多地点推定ファイル送信機能あり
	ア 音声による報知	緊急地震速報(業)を端末利用者に知らせる際、音声で報知することができるか。	報知する内容や条件設定については、22～29の「報知・制御出力条件設定機能」で公開・説明する。	内蔵スピーカ及びライン出力の音声報知あり。放送内容はガイダンスは内蔵音声の組み合わせにより、揺れに対する曖昧表現、予想した震度、猶予時間の報知が可能です。
	イ 画面表示やライト等による報知	緊急地震速報(業)を端末利用者に知らせる際、画面表示やライト等、音声以外の方法で報知することができるか。	地震の強い揺れが迫っていることを示すが基本だが、予想した猶予時間や震度の表示を行う場合もある。後者を利用する場合は予想の誤差等について端末利用者が承知しておくことが前提となる。他に、P波、S波が震央から広がっていくような画面表示で端末利用者に猶予時間等を直感的に知らせる場合もある。また、次で述べる外部出力機能を用いるなどして、耳の不自由な方へ警告灯やフラッシュライト等による提供ができることを推奨する。	高輝度大型LEDによる予想した震度と猶予時間のカウントダウン表示をします。 側面のフラッシュランプは表示猶予時間が10秒以内の時はフラッシュ間隔が短くなります。
	ウ 外部出力機能	機械や放送設備等を自動制御するための接点をはじめとする外部出力の機能として、どのようなものが備わっているか。	端末が複数の接点等を持ち、複数の機械や放送設備を制御したり、それぞれ別の条件(例えば、①の接点は震度3以上、②の接点は震度5弱以上、③の接点は訓練報等)で動作させることができると、きめ細かい自動制御が可能となる。	・接点出力:8ch 下記から選択。うち1接点はA/B切替可能。 ①震度出力・・・(推定震度の範囲・指定時間による動作) ②ビジー出力・・・(音声出力時による連動動作) ③津波出力・・・(津波判定条件による動作) ④上位接続障害出力・・・(上位サーバ接続障害時に動作) ⑤キャンセル・・・(キャンセル報受信時に動作) ⑥子局切断・・・(子局接続障害時に動作) ⑦深発地震・・・(深発地震受信時に動作)
9	動作試験機能	端末とそれによって制御される機械の動作の試験を行うために備わっている機能。	本物の緊急地震速報(業)で確実に制御や報知ができることを保証するためには、普段からこの機能を用いて動作の確認をしておく必要がある。 試験の方法としては、気象庁や配信・許可事業者から送られてきたテスト報で端末を動作させて行うものと、端末単独で動作させて行うものがある。	訓練報を受信すれば動作試験(表示・音声・外部出力)の実施訓練可能。 押し紐スイッチによる端末単独での動作試験(表示・音声・外部出力)が可能。
	10	訓練支援機能	オペレーターや端末利用者が緊急地震速報の訓練を行う際に支援するために備わっている機能。	緊急地震速報(業)提供時に迅速かつ確実にオペレーターや端末利用者が対応できるように、オペレーターや端末利用者が訓練を行うことが必要となることから、端末が訓練であることを報知したり、訓練報用の外部出力を行うことで訓練が行える。訓練支援の方式としては、配信・許可事業者から送られてきた訓練報で端末を動作させて行うものと、端末単独で動作させて行うものがある。訓練報では、本物の緊急地震速報(業)とは明らかに区別して動作しなければならない。
11	端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表された際の伝達方法。	この機能があることで、端末利用者は、気象庁が緊急地震速報(警報)を発表したことを知ることができ、緊急地震速報(警報)の発表と端末の動作が異なる場合に生じる可能性のある混乱の防止に寄与する。 なお、気象業務法第20条で、許可事業者は端末利用者に緊急地震速報(警報)を伝達するように努めなければならないとされている。また、地震動予報業務の許可を受ける際、気象庁の警報事項を受ける方法も申請することとされている。		予め設定された地域の緊急地震速報(警報)を受信した場合、フラッシュランプ点灯により報知が可能です。
	精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御や報知を行った場合、その旨の伝達	精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御や報知を行った場合、その旨の伝達方法。	100ガル超え緊急地震速報、1観測点に基づく緊急地震速報(業)及び深発地震についての緊急地震速報(業)は、従来法かPLUM法かを問わず一般的に精度が低い。これらの緊急地震速報(業)により制御や放送、報知をさせる場合、端末利用者は精度について理解し、利用することによる影響を十分考慮したうえで利用しているものではあるが、精度が低い緊急地震速報(業)により制御や放送、報知されたことを即時に端末利用者に知らせる機能があることで、混乱防止に寄与する。	品質管理(RK)フラグにより、精度の低い情報として100ガル越え、1観測点の緊急地震速報は使わないように設定ができます。また従来法において深発地震で動作を行う/行わないの設定が可能です。
13	地震動予報の手法	端末利用者に提供する震度や猶予時間の予想がどのような手法で行われているか、また、どの場所のものであるのか。	公開・説明する内容の一つとしては、気象庁長官から許可を受けた許可事業者の名称及び許可番号がある。これを公開・説明することで、予報の責任の所在が明確になる。 PLUM法に基づく震度の予想を行う場合において、気象庁が発表するリアルタイム震度電文に含まれる予報資料を用いる場合、気象庁における観測点の運用管理等のため、必要な観測点に関する予報資料が入りできないことがあり、このときPLUM法に基づく震度の予報が提供できないことの説明。また、気象庁が提供する以外の予報資料を用いる場合には、その予報資料の運用管理についての説明である。 地震動予報の場所としては、緯度・経度を指定してピンポイントの予想を提供するものや市町村等の区域の代表点を予想して提供するもの等がある。	従来法(震源由来法)及びPLUM法(波面伝播減衰法)について、気象庁が指定する地震動予報の手法を用いている。 予報業務許可【気推第63号(許可第107-4号)】
	時刻合わせ	正しい猶予時間の予想のために、時刻合わせの方法や頻度等、どのように時刻合わせを行っているのか。	緊急地震速報(業)は秒単位での取り扱いは必要ことから、日本標準時に対する誤差を常に±1秒以内に取り入れることが基本となる。また、時計は自動合わせできるとよい。	気象庁定時報およびNTPIによる自動時刻校正が可能です。
	不正な緊急地震速報(予報)等の破壊条件	どのような緊急地震速報(予報)等を受信したとき、不正とみなして破壊する(地震動予報に使わない)のか。	気象庁が正しい緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表しても、サーバーや回線等に何らかの障害が発生し、不正な緊急地震速報(予報)等が送られる可能性がある。その際、誤った緊急地震速報(業)を提供しないよう、予報を行わずに破壊するとよい。	電文フォーマットで定められた数値以外の数値が入った電文は破壊します。 またサーバーの電文蓄積機能による遅延配信を考慮し、電文発表時刻から設定時間以上経過して受信した電文は破壊します。
	気象庁の東京、大阪システムから発信された緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文への対応	気象庁の東京、大阪システムから発信された緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文に基づいて地震動予報ができるか。	緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文は、現在、気象庁の東京システム、大阪システムのいずれか一方のシステムで作成されたものが発信されるので、このどちらのシステムで作成されても地震動予報を行える必要がある。	東京、大阪どちらのシステムからの発信でも動作可能。 1系2系同時接続またはプライマリ・セカンダリ接続の設定が可能です。
	予報履歴の保存・管理	予報履歴の保存状況(保存数、保存の内容等)やその閲覧方法。	観測された震度と比較して予想の精度を確認するために、過去に行った緊急地震速報(業)が閲覧できるとよい。	予報履歴は、内蔵メモリで保存でき、パソコン等により閲覧することができます。 5項参照
18	震度や猶予時間	端末を動作させる設定震度や設定猶予時間を、どのように定めることができるのか。	端末利用者は、制御する機械等や施設の安全性等に基づいて設定震度や設定猶予時間を定めて端末を動作させることになる。	設定震度と設定猶予時間により、表示や音声、接点制御などの動作を任意に設定できます。 地震情報メールの蓄積時間を設定できます。
	緊急地震速報(警報)と整合した動作	端末の動作の条件を緊急地震速報(警報)が端末利用者の指定する場所を含む地域に対して発表されている場合の端末の動作を、どのように設定できるのか。	緊急地震速報(警報)はテレビやラジオ、携帯電話でも直接個人に伝えられるため、端末の報知や緊急地震速報(業)の館内放送との内容が違っていると混乱が生じる可能性がある。これを回避するための対策の一つがこの設定を用いて館内放送することである。	予め設定された地域の緊急地震速報(警報)を受信した場合、フラッシュランプ点灯による報知が可能です。

4 措置・機能・能力についての詳細		4-2 適切な利用のための端末機能及び配信能力の詳細		どのような手段で実現しているかの説明	
番号	項目	公開・説明すべき事項	公開・説明すべき事項の解説		
報知音の 設定機能	20	報知音	緊急地震速報(業)が提供されたときに端末から最初に鳴らす報知音を、どのような音に設定できるのか。	緊急地震速報(業)の報知音としては、(1)端末利用者が施す措置で端末利用者に推奨しているNHKチャイム音(最大予測震度5弱以上の場合)の他に、REIG(特定非営利活動法人リアルタイム地震・防災情報利用協議会)のサイン音、一般的なアラーム音等がある。	NHKチャイム音、REIGのサイン音、独自アラーム音を設定震度ごとを選択可能です。
	21	予想した震度や猶予時間の報知音表現	緊急地震速報(業)に含まれる予想した震度や猶予時間を報知音の表現を、どのように設定できるのか。	報知音表現には、「10秒後に震度5弱の揺れがきます」のように予想した震度や猶予時間をそのまま具体的な数値を人に伝える方法と、それらには誤差があることを考慮し、安全を確保するための最小限の報知音として、具体的な震度や猶予時間を報知音せずに、「地震です。落ち着いて身を守ってください。」を用いる方法がある。ただし、震度の予想がPLUM法に基づく場合は具体的な猶予時間は算出できないことから、猶予時間について報知音させる場合には、「まもなく到達」等の表現を用いる方法がある。また、震源の位置とマグニチュードが「仮定震源要素」である場合は、震度の予想がPLUM法に基づく場合を除き、震度を過小に予想することになることから、規模の小さな地震が発生したと誤解させないよう注意が必要である。	予想した震度を具体的な数字の読み上げ音声で報知音でき、また曖昧な表現も設定することが可能です。ただしPLUM法の場合は「00秒を設定時間(初期値5秒)フラッシュ表示します。
	22	緊急地震速報(予報/業)等の精度情報による動作	緊急地震速報(予報/業)等の精度情報を用いての端末の動作を、どのように設定できるのか。	緊急地震速報(予報)等は1つの観測点の観測データのみに基づいて発表されることがある。1観測点のデータに基づく場合は、従来法かPLUM法かを問わず、落雷等による誤報の可能性があったり、一般に震源やマグニチュードの推定の精度が低いことから、利用にはリスクを伴う。もし、この緊急地震速報(予報)等を利用する機能を設ける場合、端末利用者には精度が低いことを承知のうえで設定するよう説明するとともに、精度が低い緊急地震速報(予報/業)で報知音等されたことと、精度が低い緊急地震速報(予報/業)で報知音等されたこととを伝達方法を公開・説明しておく必要がある。なお、緊急地震速報(警報)は2つ以上の観測点の観測データに基づいて発表している。	電文内のRK: 指示符(データの確からしさ)で、動作する/しないを設定可能です。出荷時には、一つの観測点データでは動作しない設定です。
	23	100ガルを超え緊急地震速報を受信した場合の動作	ある観測点で加速度が100ガルを超えた地震を検知した場合に気象庁が発表する緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を受信したときの端末の動作をどのように設定できるのか。	この緊急地震速報(予報)は、強い揺れが発生したことを素早く知らせる情報であるが、1つの観測点のデータによる緊急地震速報(予報)であることから誤報の可能性もある。また、マグニチュードが推定できていないことから震度の予想ができない。もし、この緊急地震速報(予報)等を利用する機能を設ける場合、端末利用者には精度が低いことを承知のうえで設定するよう説明するとともに、実際に精度が低い緊急地震速報(予報/業)で報知音等された場合には、そのことを伝達できる機能があるといふ。	電文内のRK: 指示符(データの確からしさフラグ)で、2観測点のデータで動作する/しないを設定可能です。出荷時には動作しない設定です。
	24	同一地震について複数回緊急地震速報(予報/業)等を受信した場合の動作	同一の地震に対して複数回発表された緊急地震速報(予報/業)等を受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのか。	通常、緊急地震速報(予報/業)は後続のものほど精度が上がりますが、緊急地震速報(業)で予想した震度よりいったん端末が動作し、その後の緊急地震速報(業)の予想で予想した震度より短い時間で動作を解除したり変更することは、一度解除しなければ回避できた危険や混乱を生じさせることに十分な留意が必要になる。また、受信することによって出力や報知音を行うことは、制御先の機械に悪影響を与えたり、報知音内容が聞き取れないなどの問題を招く場合があるため、注意が必要である。	最新の電文情報で表示する。音声については区切りよく報知音する。設定震度を超過動作中に、最新電文で設定震度を超過なかった場合、各接点出力は前の動作を継続します。
	25	ある地震の緊急地震速報(予報/業)等を受信した後、続けて別の地震の緊急地震速報(予報/業)等を受信した場合の動作	複数の地震の緊急地震速報(予報/業)等を同時期に受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのか。	例えば、初めに受信した地震の緊急地震速報(予報/業)等では予想した震度が設定震度を超過し、動作を開始したが、後から受信した別の地震の緊急地震速報(予報/業)等では設定震度を超過しなかったため、前の動作を解除するよう設定は明らかに不適切といえる。また、報知音が後続の緊急地震速報(業)によって頻繁に入れ替わったり、前の地震の緊急地震速報(業)による予想震度が大きかったりも猶予時間が短かったりにもかかわらず、後の地震の緊急地震速報(業)の報知音が優先された場合も、オペレーターや端末利用者の対応を混乱させかねない。	最新の電文情報で表示する。音声については区切りよく報知音する。設定震度を超過動作中に、最新電文で設定震度を超過なかった場合、各接点出力は前の動作を継続します。
	26	深発地震についての緊急地震速報(予報/業)等を受信した場合の動作	震源が深い地震に対して発表された緊急地震速報(予報/業)等を受信した際の端末動作をどのように設定できるのか。	現在の地震動予報の手法では、PLUM法に基づく場合を除き、深発地震(沈み込んだプレート内で発生するような震源の深い地震)について正確な震度を予想することは困難である。もし、この緊急地震速報(予報)等を利用する機能を設ける場合、端末利用者には深発地震の震度の予想精度が十分でないことを説明するとともに、実際に精度が低い緊急地震速報(予報/業)等で報知音等された場合には、そのことを伝達できる機能があるといふ。	従来法(震源由来震度)では深発地震について「動作する」「動作しない」の2つのモードを選択可能です。また動作する設定をした場合でも、通常の動作とは異なり、予想震度を「-」とし、深発地震接点を出力します。PLUM法(波面伝播減衰震度)では震源の深さによらず設定以上で出力動作を行います。
	27	キャンセル報を受信した場合の動作	緊急地震速報(予報/業)等が落雷等のノイズによる誤報であった場合に発表されるキャンセル報を受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのか。	気象庁は、揺れを検知して緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表した後、その揺れが地震のものではないと判断されたときに、その緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文に対するキャンセル報を発表する。よって、端末が動作をした緊急地震速報(予報/業)等についてキャンセル報が出されたときのみ、端末はキャンセル報による動作を行うといふ。	キャンセル報を使う/使わないの設定が可能です。表示、音声、接点はキャンセル報による動作を行います。動作中に新たな地震があればキャンセルせず最新の情報で動作します。
	28	訓練報を受信した場合の動作	気象庁や配信・許可事業者から配信される訓練報を受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのか。	例えば、端末利用者が訓練実施を選択できるよう、訓練報を利用する、しないの切り替えができる機能があることで、端末利用者が意図した時だけに訓練できるようにする。また、訓練を行う際には、端末が訓練報を受信して最初に「これは訓練です」と音声報知音したうえで動作するといふ。また、外部出力を行う場合は、訓練用に用意されたプログラムを動作させるなど、本物の緊急地震速報(業)とは異なる外部出力を行うといふ。	端末利用者が訓練実施を選択できるよう、訓練報を利用する/しないの切り替えが可能です。訓練報により「これは訓練です」と報知音する動作をする/しないの設定が可能。
29	テスト報を受信した場合の動作	端末の正常動作を確認するために配信・許可事業者から配信されるテスト報を受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのか。	例えば、端末利用者が端末の正常動作を確認できるよう、テスト報を利用する、しないの切り替えができる機能があることで、端末利用者が意図した時だけに試験できるようにする。テスト報を受信した場合、端末は本物の緊急地震速報(業)を受信したときと同じ動作をするので、自動制御を行っている際には、端末利用者は十分理解したうえで試験を行うといふ。	ログに記録し、音声、表示は動作しません。時刻校正を行うかどうかの設定が可能です。	
基本的 機能	30	気象庁が緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表してから緊急地震速報(予報/業)等を端末に届けるのに平均的に要する時間	緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間は短いので、気象庁が緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表してから端末が報知音または報知音を開始するまでに要する時間は、トータルで1秒以内に行われることが目安となる。この項目は、その内訳の値である。気象庁では、緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間は短いので、緊急地震速報(予報)は秒の単位での取り扱いは必要と考え、緊急地震速報(予報)における主要動の到達予想時刻を1秒単位で発表している。	本装置から再配信を行う場合はトータルで1秒以内に端末に届けて報知音できるようにシステム設計を行います。	
	31	気象庁から端末まで配信を途切れさせないような対策	緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文が気象庁からいつ発表されるかわからないので、気象庁から端末までの配信が、回線やサーバーの故障時やメンテナンス時も含め、可能な限り途切れなく送るために施している対策。また、その対策によっても防ぎきれない場合の、途切れてしまう条件や時間等。	気象業務支援センターは、万一のサーバーの故障や回線断に備えて同一の緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を2つのサーバーから配信・許可事業者のサーバー向けに同時に配信できるように準備している。この2つのサーバーと配信・許可事業者の用意する2つのサーバーとを専用回線等の信頼性の高い物理的に分離された回線それぞれ常時接続しておく。一方のサーバーが故障したり、一方の回線が断になった場合でも、他方で緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を継続して受信できる。	上位サーバの配信が途切れた場合にエラー表示します。また、配信サーバの冗長化(2重化構成)に対応可能です。上位サーバ経路1及び2が設定でき、常時接続、切り替え接続の設定が可能です。

4 措置・機能・能力についての詳細		4-2 適切な利用のための端末機能及び配信能力の詳細		どのような手段で実現しているかの説明		
番号	項目	公開・説明すべき事項	公開・説明すべき事項の解説			
配信・許可事業者の通信能力	32	サーバーや回線のセキュリティ対策	サーバーにウイルスの感染や意図しない他者の侵入[クラッキング]を許さないための対策や、悪意を持った者が端末に緊急地震速報を届ける回線に割り込み、端末に対して嘘の緊急地震速報(予報/業)等を流すようなことがないよう回線に施している対策。	回線のセキュリティ対策としては、サーバー・端末間の通信の暗号化、サーバー・端末同士の認証、サーバー・端末間の回線の閉域化等がある。	パスワードを入力しないと設定操作できません。システム設計において、VPN等の閉域化ネットワーク利用により不正な割り込みがないように対応します。	
		33	気象庁から端末の間に介在する配信・許可事業者や回線の種類	気象庁から端末の間に介在する配信・許可事業者や回線の種類。	気象庁と配信・許可事業者間には気象業務支援センター[一次配信事業者]だけでなく、二次以降の配信事業者等が介在していることがあり、その能力や、それらの間の回線が配信の速度や信頼性に影響する。また、一般的に、介在する配信・許可事業者が少ない方が迅速性、信頼性が高まる。	配信事業者ごとに 専用回線 インターネットVPN回線 インターネット回線などがあり、選択可能です。配信元を決める際に営業窓口及び販売店などを通じ特徴など説明できます。
	34	不正な緊急地震速報(予報/業)等のサーバーでの破壊条件	どのような緊急地震速報(予報)等を受信したとき、不正とみなして破壊するのか。	気象庁が正しい緊急地震速報(予報)/リアルタイム震度電文を発表しても、回線等に何らかの障害が発生し、不正な緊急地震速報(予報)等が送られる場合がある。その際、端末が誤った動作を起こさないよう、サーバーで破壊できるとよい。	電文フォーマットで定められた数値以外の数値が入った電文は不正とみなし破壊します。またサーバーの電文蓄積機能等による遅延配信を考慮し、電文発表時刻から設定時間以上経過して受信した電文は不正とみなし破壊します。	
		35	サーバーの時刻合わせ	正しい配信や播送時間の予想のために、どのように時刻合わせを行っているのか。	緊急地震速報(業)は秒単位での取り扱ひが必要なことから、日本標準時に対しての誤差を常に±1秒以内に収めることが基本である。また、時計は自動合わせできるとよい。	NTP時刻校正が可能です。また、定時報により時刻校正を行うことが可能です。
		36	サーバーの設置環境	緊急地震速報(予報/業)等を、停電や地震発生等の異常が発生した際も含め、安定的に配信するため、サーバーをどのような環境に設置しているのか。	設置環境には、サーバーを耐震化された建物内に設置し耐震固定したり、空調の整った部屋に設置したり、無停電化すること等がある。	耐震バンド・耐震固定金具等で耐震固定します。利用条件にあわせて適切な環境を整えます。
		37	各端末に対して接続を確認する方法	端末がサーバーに正しく接続しているかどうかを配信・許可事業者が確認する方法。	端末とサーバーが適切に接続[緊急地震速報(予報/業)等]が端末に配信できる状態[されていることを配信・許可事業者がサーバー側で常時監視する方法や端末利用者が端末の検知機能で障害を見つけた場合に連絡を受けて管理する方法等]がある。	定期的に行われる通信チェック機能で検知します。端末との接続障害が一定時間を超えるとエラー表示します。
		38	端末への個別配信の可否	訓練報やテスト報を含む緊急地震速報(予報/業)等を個別の端末に限定して配信する能力の有無。	一斉配信をしている場合でも、全端末利用者に対して端末の受信設定を連絡するなどの手段で個別配信と同じ効果を端末側の制御で確実に実現できる場合は、個別配信と同等とみなす。	端末側で個別に受信設定可能です。子局に再配信する場合も、個別に配信設定できます。
		39	配信履歴の保存・管理	実際の地震の発生状況と緊急地震速報(予報/業)等の配信状況の比較等を行ったための配信履歴の保存状況[保存数、保存の内容等]やその閲覧方法。		配信履歴は、端末で記録し、パソコンからの操作により閲覧することができます。 5項参照
		保守・連絡体制	40	サーバーや端末の故障時等保守対応	サーバーや端末の故障時の対応や日頃からの保守の内容。	日頃からの定期点検や端末が故障したときにどの程度で修理が行えるかということ、サーバーが故障した際にどの程度で復旧できる体制が整備されているか等がある。
41	端末利用者への連絡手段・内容			配信・許可事業者から端末利用者へに連絡する内容や直接連絡する手段。	連絡する内容には、回線の不具合やサーバー保守や故障による配信停止の通知、気象庁からの連絡等がある。直接連絡する手段には、メール、電話、郵便等がある。このような連絡体制が確立していることで、気象庁からの訓練等の緊急地震速報に係るお知らせに関しても端末利用者が受けとることができる。	HP及び営業窓口又は販売店等、更には内容により、配信事業者からの連絡になる場合があります。
42	端末の利用方法に関する助言		端末利用者の利用方法、利用目的、制御を行う対象、端末の設置状況等について把握して行う助言の内容。	端末の購入後に端末利用者が変わったり、利用方法を変更した場合もあることで、その場合に端末利用者から連絡を受けられるようにしておくこと。	HP及び営業窓口又は販売店等、更には内容により、配信事業者からの助言を行います。	
	43		配信に用いる回線の品質やリスクの説明	気象業務支援センターとサーバー間、サーバーと端末間の回線の品質やリスク[切断や遅延の起こる可能性や条件等]。	回線には、専用線、衛星通信、インターネット、有線テレビの放送線等、様々な種類があるが、それぞれ品質やリスクが異なる。また、回線を冗長化したり、違う経路の回線と組み合わせることにより、回線切断のリスクを軽減することも考えられる。さらに、同じ回線を緊急地震速報(予報/業)等の配信以外に用いているとその影響が及ぶ場合がある。	HP及び営業窓口又は販売店等、更には内容により、配信事業者からの品質やリスクの説明を行います。
	44		端末を接続できる配信・許可事業者及び配信・許可事業者が接続できる端末	許可事業者：同者の端末を接続できるサーバーを有する配信・許可事業者について サーバーを有する配信・許可事業者：接続できる端末について	この情報によって、端末利用者は配信・許可事業者と相談した上で、別の配信事業者のサーバーから緊急地震速報(予報/業)等を受信することができるようになり、配信・許可事業者側の都合によりサービス継続が困難になった場合でも、緊急地震速報(予報/業)等の継続的な利用ができるようになる。	気象庁および気象業務支援センターと接続できます。また接続確認済みの配信事業者は複数あるので、配信事業者が替わっても、継続的な利用ができます。詳細については、営業窓口又は販売店等経由で説明可能です。
	45		端末利用者からの配信状況等の問い合わせへの対応	端末利用者からの配信状況等の問い合わせの際、どのような対応ができるのか。	緊急地震速報(予報/業)等がサーバーから端末に配信されたかどうかや提供した緊急地震速報(業)の内容について端末利用者から問い合わせがあったときに、回答できること等がある。	販売店及び営業窓口、さらに配信事業者や専用コールセンターで受付た問い合わせに対し、ログを調査するなどして回答します。
	46		緊急地震速報(予報)等の内容等の変更への対応	気象庁が緊急地震速報の改善のため、地震動の予想方法の改良や緊急地震速報(予報)等の内容等を見直すときに、サーバーや端末をどのような手段で対応させるか。	サーバーや端末に備えられたソフトウェアの手動または自動更新、端末の取り換え等がある。なお、気象庁が内容等の変更を行う際には、配信・許可事業者が対応できるように十分な周知期間をとる。	変更の対応について、HP及び営業窓口又は代理店経由でのご連絡を行います。ソフトウェアの変更については、バージョンアップで対応します。
47	緊急地震速報(予報/業)等の技術的な限界や特性等についての端末利用者への説明	気象庁から許可を得た地震動予報の手法や地盤増幅度及び誤差等を含めた、緊急地震速報(予報/業)等の技術的な限界や特性等の説明。		HPやカタログ・説明資料および取扱説明書等で説明します。導入時に用途を踏まえ、営業窓口または販売店経由で説明します。		

※ この表は、気象庁「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(平成23年4月22日発表、平成30年6月25日一部改正)」について、端末機能及び配信能力を記載する緊急地震速報利用者協議会の共通様式です。記載内容は、各会員が記載したもので、当該会員の責任において公開してあります。

「気象庁ガイドライン適合状況についての緊急地震速報利用者協議会共通様式」
その2 端末利用者が施す措置一覧表

会員名称(事業者名) 明星電気株式会社

機種名 QCASTシリーズ 受信ユニット

型番 S740-P

端末利用者が施す措置について、機種ごとに記載します。

(op)は、(op)の条件の下で端末を利用する場合に、影響等を十分考慮したうえで取り得る措置の一つを記述しています。

番号		A 機械・館内放送設備等の自動制御 B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御		C 端末の報知による人の危険回避		どのような手段で実現しているかの説明	
		機械等の制御	館内放送		警報相当の強い揺れの予想のみ報知		その他の緊急地震速報(業)の報知
			不特定多数向けの警報に整合した業務放送	その他			
1	気象庁が緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表してから端末が報知または制御を開始するまでに要する時間	1秒以内	1秒以内	1秒以内	1秒以内	1秒以内	配信事業者との接続試験において各種回線を利用し、また当社推奨機器構成の場合、1秒以内であることを確認しています。
2	気象庁から端末まで、配信を途切れさせないような対策	十分とられているもの	十分とられているもの	十分とられているもの	十分とられているもの	十分とられているもの	各端末において、定期的な通信チェックを上位サーバと行き、気象庁からの配信が途切れたら表示及びメールにより知らせる事ができます。また各配信事業者では、配信サーバの冗長化により配信が途切れにくくしています。端末側においては、上位サーバの冗長化に対し2系統からの受信ができるので、再配信経路による冗長化構成を構築することができます。
3	時刻合わせ	±1秒以内	±1秒以内	±1秒以内	±1秒以内	±1秒以内	NTPまたは気象庁定時報により1秒以内の刻合わせを行ないます。
4	配信・許可事業者によるサポート	充実しているもの	充実しているもの	充実しているもの	充実しているもの	充実しているもの	充実しています。専用コールセンターや保守契約ができる事業者を選べ、また、HP及び営業窓口又は販売店等経由での連絡が可能です。
5	耐震固定等地震の揺れへの対策	推奨	推奨	推奨	推奨	推奨	設置工事に際しては、耐震固定を行います。
6	無停電化	推奨	推奨	推奨	推奨	推奨	無停電化装置が標準装備されます。
7	端末の冗長化	推奨	推奨	推奨	オプション	オプション	必要により、装置の冗長化を行います。
8	常時接続できる回線	必須	必須	必須	必須	必須	IP_VPNなど常時接続可能な回線を用います。
	専用線等信頼性の高い回線	推奨	推奨	推奨	オプション	オプション	必要により専用回線又は同等の高信頼性回線を用います。
9	サーバー端末間の物理回線の冗長化	推奨	推奨	推奨	オプション	オプション	必要により回線冗長化を行います。
10	予想した猶予時間	猶予時間がない場合でも利用	猶予時間がない場合でも利用 猶予時間+10秒程度は安全確保を促す放送を継続	猶予時間がない場合でも利用 猶予時間+10秒程度は安全確保を促す放送を継続	猶予時間がない場合でも利用 猶予時間+10秒程度は安全確保を促す報知を継続	猶予時間がない場合でも利用 猶予時間+10秒程度は安全確保を促す報知を継続	猶予時間がない場合でも動作します。安全確保のため到着後音声を設定し報知を継続します。
11	予想した震度	制御先の強度等に応じた設定震度	警報に整合	施設の安全性による設定震度	警報に整合	端末利用者の必要性に応じた設定震度	動作の表示出力は必要に応じて自由に設定が可能です。
12	精度情報(凡例) 100ガル:100ガル超え緊急地震速報 1点:1観測点に基づく緊急地震速報(業) 複数点:複数観測点のデータに基づく緊急地震速報(業)	複数点を利用 (op)100ガル、1点等は制御の準備に利用 (op)迅速な制御を行う際には、100ガル、1点も利用	警報に整合 100ガル、1点等は放送の準備に利用	複数点を利用 100ガル、1点等は放送の準備に利用	警報に整合	複数点を利用	電文中の精度情報((品質管理フラグ)により、複数観測点利用が初期値ですが、設定変更することもできます。
13	深発地震についての緊急地震速報(業)	震度の予想の方法がPLUM法に基づく場合は利用。従来法に基づく場合は利用しない (op)従来法に基づく場合は東日本太平洋側では利用	警報に整合	震度の予想の方法がPLUM法に基づく場合は利用。従来法に基づく場合は利用しない (op)従来法に基づく場合は東日本太平洋側では利用	警報に整合	震度の予想の方法がPLUM法に基づく場合は利用。従来法に基づく場合は利用しない (op)従来法に基づく場合は東日本太平洋側では利用	深発地震は利用しない設定に初期値はなっており、設定変更可能です。PLUM法による予測では深発地震でも動作します。

共通書式 その2 端末利用者が施す措置一覧表

番号		A 機械・館内放送設備等の自動制御 B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御		C 端末の報知による人の危険回避		どのような手段で実現しているかの説明	
		機械等の制御	館内放送		警報相当の強い揺れの予想のみ報知		その他の緊急地震速報(業)の報知
			不特定多数向けの警報に整合した業務放送	その他			
14	放送・報知内容		NHKチャイム音の後に「地震です。落ち着いて身を守ってください。」を利用 放送した後は、実際の震度を放送	NHKチャイム音(最大予測震度5弱以上の場合のみ)の後に「地震です。落ち着いて身を守ってください。」を利用 放送した後は、実際の震度を放送 (op)騒音等で放送が聞き取りにくい条件下では、認識しやすい内容で放送	NHKチャイム音 具体的な予想震度、猶予時間は報知しない	NHKチャイム音(最大予測震度5弱以上の場合のみ) 具体的な予想震度、猶予時間は報知しない (op)誤差について理解していれば、具体的な予想震度、猶予時間を報知。ただし、震度の予想がPLUM法に基づく場合は具体的な猶予時間は報知しない。報知する場合には、「まもなく到達」等の表現を用いる。	NHKチャイム音に続き、予測深度に応じた放送音声を選択可能です。 PLUM法による動作では、設定可能な到着後音声を選択できます。
15	緊急地震速報(業)で制御、放送、報知を行った後に同一地震または別の地震について提供される緊急地震速報(業)	予想した震度によって異なる制御内容があり、制御開始後であっても制御内容の変更が許される制御対象の場合で、かつ、予想した震度が大きくなる場合には制御内容を変更。予想した震度が小さくなる場合には十分な留意が必要。 震度の違いによって制御の内容を変えていない場合や制御開始後は制御内容の変更が許されない制御対象の場合では用いない	放送内容は変更しない	予想した震度によって放送を変えており、放送対象者が放送の変更に対応が可能な場合で、かつ、放送後の予想した震度が大きくなる場合には震度に応じた内容を放送。予想した震度が小さくなる場合には十分な留意が必要。 震度の違いによって放送の内容を変えていない場合や放送対象者が放送の変更に対応できない場合では用いない	報知内容は変更しない	予想した震度または猶予時間を報知している場合は、予想した震度が大きくなる場合または猶予時間が短くなる場合に報知内容を変更	放送中に新たに大きな震度が予測される場合には、最新の情報を放送します。
16	キャンセル報	制御やその準備に利用された緊急地震速報に対して提供された場合は解除や解除の判断に利用	放送やその準備に利用された緊急地震速報に対して提供された場合は解除や解除の判断に利用	放送やその準備に利用された緊急地震速報に対して提供された場合は解除や解除の判断に利用	報知した緊急地震速報に対して提供された場合は、報知	報知した緊急地震速報に対して提供された場合は、報知	報知した緊急地震速報に対してキャンセルを行う。既に音声報知の場合利用者が混乱しないよう報知を継続する。
17	試験	テスト報を受けて行う試験を実施 ただし、普段は、テスト報により動作や制御をしない設定とすること	テスト報を受けて行う試験を実施 ただし、普段は、テスト報により動作や放送をしない設定とすること	テスト報を受けて行う試験を実施 ただし、普段は、テスト報により動作や放送をしない設定とすること	テスト報を受けて行う試験を実施 ただし、普段は、テスト報により動作や報知をしない設定とすること	テスト報を受けて行う試験を実施 ただし、普段は、テスト報により動作や報知をしない設定とすること	テスト報は通信テストに用いている。報知や制御には用いない。
18	訓練	端末が持つ訓練機能または訓練報を端末が受けて行う訓練を実施 ただし、普段は訓練報により動作や制御をしない設定とすること (Bに限る)	端末が持つ訓練機能または訓練報を端末が受けて行う訓練を実施 ただし、普段は訓練報により動作や放送をしない設定とすること	端末が持つ訓練機能または訓練報を端末が受けて行う訓練を実施 ただし、普段は訓練報により動作や放送をしない設定とすること	端末が持つ訓練機能または訓練報を端末が受けて行う訓練を実施 ただし、普段は訓練報により動作や報知をしない設定とすること	端末が持つ訓練機能または訓練報を端末が受けて行う訓練を実施 ただし、普段は訓練報により動作や報知をしない設定とすること	訓練報について、使わない設定で出荷しています。使う/使わない の設定変更は可能です。
19	配信・許可事業者への連絡	推奨	推奨	推奨	推奨	推奨	販売店及び当社からも連絡が可能です。

※ この表は、気象庁「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及+A14:M34び配信能力に関するガイドライン(平成23年4月22日発表、平成30年6月25日一部改正)」について、端末利用者が施す措置を記載する緊急地震速報利用者協議会の共通様式です。記載内容は、各会員が記載したもので、当該会員の責任において公開しております。

「気象庁ガイドライン適合状況についての記載様式」
 端末利用者が施す措置(消防法施行規則に対応した
 非常用放送設備による館内放送)一覧表

付属資料

会員名称(事業者名)

明星電気株式会社

機種名

QCASTシリーズ 受信ユニット

型番

S740-P

端末利用者が施す措置(消防法施行規則に対応した非常用放送設備による館内放送)について、機種ごとに記載します。

(op)は、(op)の条件の下で端末を利用する場合に、影響等を十分考慮したうえで取り得る措置の一つを記述しています。

番号			どのような手段で実現しているかの説明
	A 機械・館内放送設備等の自動制御	消防法施行規則に対応した非常用放送設備による館内放送	
1	気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知または制御を開始するまでに要する時間	1秒以内	配信事業者を通じ緊急地震速報が伝達され、端末が動作するまでの時間を1秒以内となるようにシステム設計を行っています。
2	気象庁から端末まで、配信をとぎれさせないような対策	十分とられているもの	定期的な通信テストを行い、配信が途切れた場合は利用者に知らせることができません。また、システム設計により、冗長化構成により配信を途切れさせない構成が可能です。
3	時刻合わせ	±1秒以内	NTP又は定時報により、±1秒以内の自動時刻合わせが可能です。
4	配信・許可事業者によるサポート	充実しているもの	専用コールセンターや保守契約ができる事業者を選べ、また、HP及び営業窓口又は販売店等経由での連絡により充実させています。
5	耐震固定等地震の揺れへの対策	必須	設置に際しては、耐震固定を行っています。
6	無停電化	推奨	オプションのバッテリーにより無停電化対応可能です。
7	端末の冗長化	推奨	ご要求により端末の冗長化を行うことが可能です。
8	回線 常時接続できる回線	必須	配信では、IP-VPN等の常時接続回線を利用することを基本としています。
	専用線などの信頼性の高い回線	推奨	配信では、ご要望により専用回線等の高信頼性回線を利用します。
9	サーバー端末間の物理回線の冗長化	推奨	ご要望により、物理回線の冗長化に対応します。
10	予想した猶予時間	猶予時間がない場合でも利用	猶予時間がない場合でも利用しています。
11	予想した震度	・不特定多数向けの警報に整合した業務放送 →警報に整合 ・その他 →施設の安全性による閾値を設定	警報に整合した報知を行うことができます。また、任意の閾値による制御も可能です。
12	精度情報 (凡例) 100ガル:100ガル超え緊急地震速報 1点:1観測点のデータに基づく緊急地震速報(業) 複数点:複数観測点のデータに基づく緊急地震速報(業)	・不特定多数向けの警報に整合した業務放送 →警報に整合 ・その他 →複数点を利用	警報に整合した報知を行うことができます。また、複数観測点を利用した動作が初期値となっています。
13	深発地震についての緊急地震速報(業)	・不特定多数向けの警報に整合した業務放送 →警報に整合 ・その他 →利用しない (op)東日本太平洋側では、利用	警報に整合した動作が可能です。従来法(震源由来震度)では深発地震について「動作する」「動作しない」の2つのモードを選択可能です。動作する設定をした場合、深発地震である旨を表示します。PLUM法(波面伝搬非減衰震度)では震源の深さによらず設定以上で出力動作を行います。
14	放送・報知内容	非常用放送設備の内蔵音源での放送とし、メッセージの変更はできない	非常用放送設備の内蔵音源での放送は、メッセージの変更はできません。
15	緊急地震速報(業)で制御、放送、報知を行った後に同一地震または別の地震について提供される緊急地震速報(業)	同一地震は制御不要。別の地震については制御必要。また、同一地震、別の地震にかかわらず、放送内容は変更しない。	非常用放送設備には接点による制御が可能です。また、同一地震、別の地震にかかわらず非常用放送設備の放送内容は変更しません。
16	キャンセル報	利用しない	非常用放送設備に対してキャンセル報を利用しないことができます。
17	試験	テスト報を受けて行う試験を実施 ただし、普段は、テスト報により動作や放送をしない設定とすること	テスト報を受けて行う通信試験を実施しています。ただし、テスト報により動作や放送は行いません。

番号		A 機械・館内放送設備等の自動制御	どのような手段で実現しているかの説明
		消防法施行規則に対応した非常用放送設備による館内放送	
18	訓練	端末が持つ訓練機能または訓練報を端末が受けて行う訓練を実施ただし、普段は、訓練報により動作や放送をしない設定とすること	端末が持つ訓練機能(押ボタン)または訓練報を端末が受けて行う訓練を実施できます。ただし、初期値は、訓練報により動作や放送をしない設定となっています。
19	配信・許可事業者への連絡	推奨	販売店及び当社から連絡が可能です。
20	非常用放送設備への起動信号出力	無電圧メイク接点出力 許容電圧:DC30V以上 電流容量:500mA以上 最小許容電流:0.5mA以下 メイク時間:10秒(-0秒, +5秒)	接点による制御が可能です。 無電圧メイク接点出力 許容電圧:DC60V以上 電流容量:400mA以上 (電流容量の増加は外部リレー接点を用います。) 最小許容電流:0.5mA以下 メイク時間:任意設定可能

※ この表は、緊急地震速報利用者協議会が定める「気象庁ガイドライン適合状況についての緊急地震速報利用者協議会共通様式」を参考として、一般社団法人 電子情報技術産業協会が定めた「緊急地震速報に対応した非常用放送設備に関するガイドライン (2011年4月制定)」に基づいて、一般社団法人電子情報技術産業協会非常用放送設備専門委員会が作成した記載様式です。
PLUM法の導入に伴い、2018年6月25日気象庁ガイドライン一部改正が行われましたが、JEITAでは「緊急地震速報に対応した非常用放送設備に関するガイドライン (2011年4月制定)」の改訂作業中であり、従来の様式を掲載しています。

この表の各項目は、同ガイドラインで規定する消防法施行規則に対応した非常用放送設備により緊急地震速報の館内放送を行うための非常用放送設備に接続する緊急地震速報受信端末について、端末利用者が施す措置を記載します。

記載内容は、各会員が記載したもので、当該会員の責任において公開しております。